

大切なお知らせです。必ず、開封してください。
(必ず宛名をご確認の上、開封してください。)



【支給内容】を確認し変更が無い場合は、
はがきの返送不要(手続き不要)です。
振込までしばらくお待ちください。

重要 **親展**

袋井市物価高騰対応重点支援給付金(住民税非課税世帯及び子ども加算)

〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1
袋井市役所 しあわせ推進課生活福祉係 給付金担当

問い合わせ先

袋井市重点支援給付金専用ダイヤル
電話番号 **0538-84-6076**

※業務時間：午前9時～午後5時まで(土、日、祝日を除く)
※電話番号のかけまちがいにご注意ください



袋井市給付金
ホームページ

P1

お問い合わせ番号

袋井市物価高騰対応重点支援給付金 (住民税非課税世帯及び子ども加算)支給のお知らせ

P2

令和6年度の住民税非課税世帯(1世帯あたり3万円)及び支給対象者に扶養されている(生計を同一にする)18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童の人数(児童1人につき2万円)に基づき、以下のとおり支給予定額をお知らせします。

【支給内容】

1	支給額	円	2	振込日	令和7年6月2日
3	振込先				
4	対象児童数	人			

【支給対象世帯の要件】(令和6年12月13日(基準日)に基づく)

以下1-3のすべてを満たす世帯が支給対象となります。

1. 世帯の全員が、令和6年度個人住民税均等割が課されていない。
2. 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない。
3. 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいない。

※支給対象者の要件(1~3)に1つでも該当しない場合は P1 専用ダイヤルまで御連絡ください。対象者に該当しない場合や不正な手段により支給を受けた場合給付金を返還していただきます。

【対象児童】 ※対象児童がない場合、記載はありません。

No	氏名	性別	生年月日	No	氏名	性別	生年月日
1				6			
2				7			
3				8			
4				9			
5				10			

【支給内容】のとおりに支給を希望する場合、**手続きは不要(往復はがきの返送不要)**です。振込日に【支給内容】のとおりに振込まれることを御確認ください。通報には「ブッカアウトウキューフ」と印字されます。

対象児童や振込先の変更・受給辞退等は右の往復はがきへ記入のうえ御返送ください。

郵便はがき

お問い合わせ番号

P3

料金受取人払郵便



差出有効期限
令和7年5月
13日まで
(切手不要)

(受取人)

〒437-8790

袋井市新屋一丁目1番地の1

袋井市役所 しあわせ推進課生活福祉係 宛
給付金担当 行

変更内容 ①~④に1つでも該当する場合は、必要書類にチェックをし、連絡先を記入のうえ、御返送ください。
①令和6年12月14日以降に出生した新生児があり P2 【対象の児童】に記載が無い。
② P2 【対象の児童】と実際に扶養している(生計を同一にする)児童に相違がある。
③本給付金を受給しない。 ④振込先を変更したい。

袋井市物価高騰対応重点支援給付金(住民税非課税世帯及び子ども加算) 書類希望(状況変更)届出書

袋井市長 様

TEL: - -

私は、本給付金に係る次の書類を希望します。(状況変更を届け出ます。)

※1~3いずれにもチェックが無い場合、この届出は無効となります。

- 1 申請書 ※【変更内容】 ①又は②に該当する場合
- 2 受給拒否届出書 ※【変更内容】 ③に該当する場合
- 3 口座登録等の届出書 ※【変更内容】 ④に該当する場合
- ※市で本届出書を受領した後、希望の書類を郵送にてお送りいたします。

(返送期限:令和7年5月2日 必着) ※【変更内容】に該当しなければ **返送不要**

本届出書の送付に代えて電子申請ができます。
二次元コードを読み取り申請にお進み下さい。
※電子申請で申請した場合はがきの返送は不要です。